

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

令和5年度事業計画書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的として各種活動に取り組んでいる。

改正貸金業法公布から16年が経過し、この間、貸金業者の法令遵守態勢は強化され、行政処分件数及び行政に寄せられる苦情・相談件数は激減し、さらに多重債務者数も大幅に減少するなど、業界の健全化は着実に進んできている。

一方、貸金業界の貸付状況についてコロナ禍からの回復傾向は見られるものの、貸金業者数の増加が見られる東京都以外の多くの地域においては業績不振や後継者の不在等に起因する廃業を主因として協会の減少が続いているほか、利息返還請求についても、減少傾向にはあるものの未だ収束には至っていないなど、業界を取り巻く環境には依然として厳しいものがある。

こうした中、本協会においては、これまでの「貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護に従来以上に取組みを強化する」旨の事業方針を踏襲し、令和5年度においては、引き続き成年年齢引下げへのフォローアップを確実に行いつつ、若年層（24歳以下をいう。）向け金融経済教育の一層の強化、及び協会の事業発展に寄与する情報提供・サービスの強化等を重点事項に掲げ、その達成に向け具体的業務を展開すべく、次の施策を行うこととする。

I 貸金業者の業務の適正な運営の確保【自主規制関連施策】

I-1 法令遵守態勢整備の支援

I-1-1 実務に関する情報提供による支援

法令等改正及び行政等からの各種要請等を適時適切に周知するとともに、法令等に照らした実務相談及び業務支援ツールの充実などによる情報提供を通じ、協会の業務の適正な運営を支援する。

I-1-2 諸規則等に関する情報提供による支援

社内規則策定支援及び諸規則等に関する情報提供、並びにマネー・ローンダリング/テロ資金供与対策に係る態勢整備期限(令和6年3月)に向けた情報提供等を通じ、協会の業務の適正な運営を支援する。

I-1-3 適正な広告出稿の支援

広告審査の効率化及び審査基準の見直しに継続的に取組み、広告に関する適切な情報提供を通じ、協会の適正な広告出稿を支援する。

I-2 法令等の遵守状況の審査と適正な措置等

I-2-1 改善実態を踏まえた措置の適用

定款に基づく協会員に対する措置については、法令等違反状態の是正状況や再発防止策の策定状況等を踏まえた措置を適用する。また、措置後においては、是正・改善が適切に行われるよう、協会員の規模・特性に応じたフォローアップを実施する。

I-2-2 発覚経緯等の内部管理態勢重視の審査

個別事案の審査に当たっては、法令等違反の内容や発生原因にとどまらず、自浄機能や内部牽制機能の発揮、経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性等の内部管理態勢の整備状況を重視する。

I-2-3 協会監査部門との情報交換

協会員における法令等違反の発生防止に向け、審査及び措置の検討段階から協会監査部門と情報交換を密にし、同部門が行うモニタリング等にも役立てるものとする。

I-2-4 協会員への情報提供

広報誌等を通じ、定期的に協会員の法令遵守態勢の向上に資するよう法令等違反事案の類型情報等を提供する。

I-3 監査機能の充実

I-3-1 実地監査の効果的・効率的実施

I-3-1-(1) 協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求め、指導的な監査を基本としつつ、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

I-3-1-(2) 対象先の選定については、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握など必要性が高い協会員を優先するとともに、引き続き効率的・効果的な実地監査を実施する。監査手法については、短期間監査及びテーマ監査での実施を原則とし、監査目的や対象協会員の規模・特性に応じて適切な手法を選択する。

I-3-1-(3) 指導ツールの整備を進め、実地監査時の対面指導の標準化・高度化を図る。

I-3-2 書類監査のモニタリング機能の高度化

原則3年に1回の実施を継続することとし、協会員の負担軽減等も考慮し、インターネット利用を併用した監査を実施する。また、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については個別の監査を実施する。

I-3-3 行政検査との連携による監査機能の強化

登録行政庁との情報・意見交換等を引き続き実施し、行政検査と連携した効果的・効率的な協会監査を実施する。

I-3-4 監査結果等の分析強化と有効活用の推進

監査指摘事項の分析結果の還元（「実地監査指摘事例集」等の公表・配付）や監査ガイドライン・貸金業務チェックリストの活用促進等、協会員の自主的な改善力の向上に資する取組みを強化する。

II 貸金業の健全な発展への貢献【貸金戦略関連施策】

II-1 建議要望の実施

II-1-1 税制改正要望の実施

社会情勢及び貸金業界を取り巻く環境変化に即した税制改正要望を行う。

II-1-2 貸金業法関連の法規制の見直し

資金需要者等の利益の保護や貸金業界の健全な発展に資する法規制の見直しの実現を図る。

II-2 協会加入の促進

II-2-1 新規登録貸金業者及び未加入登録業者の加入促進活動の強化

II-2-1-(1) 行政庁と連携し、「貸金業者登録申請に関する支援制度」を積極的に活用することにより加入促進を図る。特に新規登録業者が多く、多数の未加入登録業者が存在する東京都については、引き続き東京都支部と加入促進計画の策定等協働して取組みを強化する。

II-2-1-(2) 加入促進ツール（協会ホームページ等）を更に改善することにより、支援制度及び協会への加入メリットを周知し、加入促進を図る。

II-3 協会員向け情報提供の強化

II-3-1 情報収集機会の拡充

協会員に対する個社訪問や意見交換会の実施など情報収集機会の拡充を図り、貸金業をめぐる諸課題や協会員の要望を的確に把握するとともに、貸金業関連団体、行政及び関係機関等、業界内外の関連情報収集に一層注力する。

II-3-2 地区協議会の活性化

協議会プログラムの改善及びオンライン併用開催の導入など運営方法に工夫を凝らすことにより、参加率の向上や協会員と協会、協会員相互のコミュニケーションを向上させ、情報共有及び課題把握の場としての効果を高める。

Ⅱ-3-3 適時適切な情報発信

協会員が抱える課題及び要望等を含む協会員が必要とする情報を適時・適切に提供する。

Ⅱ-4 計画的かつ積極的な広報の実施

Ⅱ-4-1 マスコミ等に対する的確な情報発信

マスコミ等への積極的な情報提供により、報道機会を増やし、社会からの更なる信頼向上に役立つように努める。

Ⅱ-4-2 一般消費者向けの情報発信強化

従来のメディアに加え SNS（ソーシャル・ネットワーキングサービス）を活用し、一般消費者への情報発信を強化することにより、業界のイメージ向上を図るとともに、金融経済教育推進にも活用するものとする。

Ⅱ-4-3 広報誌及び機関紙等の活用

広報誌「JFSA」及び協会員向け機関紙「JFSA NEWS」を刊行し、協会活動に関する情報発信を通じて、業界内外における協会活動への理解促進を図る。

Ⅱ-4-4 協会員向けホームページの閲覧性・有用性の向上

協会員向けホームページの利便性を更に向上させ、コンテンツを分かりやすくするとともに有用性の向上を図る。

Ⅱ-5 情報提供の更なる強化【自主規制・貸金戦略共管施策】

Ⅱ-5-1 協会員に向けた適時・適切な研修・サービスの実施

Ⅱ-5-1-(1) 貸金実務に関連する法令等の改正などを分かり易く解説するコンプライアンス研修会及び時宜を捉えた協会員に役立つ情報提供を行うテーマ別研修会を開催する。

Ⅱ-5-1-(2) 業界動向、協会員の人財育成をテーマとする研修を実施する。

Ⅱ-5-1-(3) 貸金業関連法令等を体系的・効率的に習得する eラーニング「どこでも JFSA スタディ」の内容を充実・強化する。

Ⅱ-6 支部活動の充実

Ⅱ-6-1 支部活動の充実と支部・本部間の連携強化

Ⅱ-6-1-(1) オンラインツール（オンライン会議等）を引き続き活用し、コミュニケーションを更に深めることにより、支部・本部間の連携を一段と強化する。

Ⅱ-6-1-(2) 支部と本部間及び支部間の連携・分業により、業務平準化を図る。

Ⅱ-6-1-(3) 支部による協会員からの情報収集（経営状況、協会に対する要望等の把握）を引き続き行うとともに、登録行政庁、消費生活センター等との連携強化（貸金業

監督者会議や多重債務問題対策協議会への出席、金融経済教育での連携等)を図る。

Ⅱ-6-1-(4) 行政・協会等とも議論しつつ、費用対効果など特例支部の在り方を検証する。

Ⅱ-7 調査の高度化と収集情報の有効活用

Ⅱ-7-1 定例調査及び個別調査の実施

各種調査の継続実施により、資金需要者や貸金業者等の実態を把握するとともに、オンライン調査の導入等により調査の効率化を図る。

Ⅱ-7-2 調査結果の分析力向上及び有効活用

収集した情報の分析力を強化し、業界課題の的確な把握及び有効な対応策の策定等に活用するとともに、業界内外に適切な情報発信を行うことにより、業界への理解促進を図る。

Ⅱ-7-3 関連団体・機関からの情報収集の強化

関係団体・機関とのコミュニケーション強化により、調査・統計手法や内容の充実を図る。

Ⅲ 資金需要者等の利益の保護【自主規制・貸金戦略共管施策】

Ⅲ-1 資金需要者等への金融経済教育活動の推進

Ⅲ-1-1 行政・消費者関係団体等とのきめ細やかな連携による金融経済教育活動の効果的推進

Ⅲ-1-1-(1) 主要消費者団体（全国消費生活相談員協会、国民生活センター、消費生活センター）や消費者信用関係団体（全国銀行協会、日本クレジット協会）との連携を強化し、金融経済教育の更なる推進を図る。

Ⅲ-1-1-(2) 若年層、高齢者等に対する金融経済教育の推進に、より効果的なツールを作成し、行政・教育機関、関係団体、協会等との関係先に対して継続的に配布するとともに、連携して活動を促進する。

Ⅲ-1-1-(3) 協会の金融経済教育活動についての情報発信・周知に努め、教育機関や関係先への出前講座の協働開催の働きかけを強化する。

Ⅲ-1-2 若年層及び高齢者に対する金融経済教育・啓発活動の推進

Ⅲ-1-2-(1) 啓発動画配信及び全国の高等学校への教育教材の配布や出前講座の実施等を通じて、若年層の金融被害の未然防止、事後対応力向上などの予防教育に資する取組みを積極的に推進する。

Ⅲ-1-2-(2) 保護者、教職員などの周辺関係者を対象としたオンライン動画配信の継続などにより、若年層の金融リテラシー向上のための取組みを推進する。

Ⅲ-1-2-(3) 高齢者の金融詐欺被害等を未然に防止するための啓発活動を引き続き推進す

る。

Ⅲ-1-3 出前講座講師の育成

持続可能な金融経済教育体制を構築・維持するため、出前講座講師の計画的な育成に注力する。

Ⅲ-2 資金需要者等の利益の保護と管理態勢の強化

Ⅲ-2-1 相談・苦情・紛争事案への対応

中立・公正・迅速・丁寧な対応に努め、資金需要者等の利益の保護を図る。

Ⅲ-2-2 相談等事例の分析結果の活用

相談等事例についての分析力を高め、協会員等の対応状況及び資金需要者等の動向を適切に把握し、協会の施策に活かすとともに、資金需要者等に必要・有益な情報を提供する。

Ⅲ-2-3 本部及び支部における対応力の向上

本部・支部職員に対して OJT やオンライン会議を活用した集合研修を定期的を実施し、相談対応の質的向上を図るとともに、専門資格の取得等を奨励する。

Ⅲ-2-4 協会員等との情報共有の推進

Ⅲ-2-4-(1) 協会が受ける相談・苦情や消費生活センター等から寄せられた意見等を分析し、各協会員の苦情担当部署の責任者と定期的な意見交換会を開催することで、苦情等の発生原因の解消に努める。

Ⅲ-2-4-(2) ADR 指定紛争機関としての取組み状況や相談区分別の推移及び相談事例等の分析結果を「センターだより」「年次報告」「四半期報告」等により、非協会員を含む貸金業者に公表し情報の共有化を図る。

Ⅲ-2-5 相談対応力向上の支援

協会員、行政、消費者団体等の相談員のカウンセリング対応力の向上を目的に、相談員向け研修会への講師派遣及び集合研修会を実施する。

Ⅲ-3 関係団体との連携強化

Ⅲ-3-1 金融トラブル対策への対応

警察・行政機関などで開催されるイベント等に積極的に参加するとともに、当協会の活動を積極的に周知する。

Ⅲ-3-2 関係団体との情報交換と連携

消費生活センター等の消費者団体ほか関係団体と意見交換会を開催し、消費者被害・金融トラブル防止等に係る情報や当協会が収集・分析した情報について情報共有・意見交換を行うなど連携を強化する。

Ⅲ-4 貸付自粛制度の一層の活用・推進

Ⅲ-4-1 全国銀行協会との制度の情宣と活用

- Ⅲ-4-1-(1) 全国銀行協会と連携し、ホームページ・パンフレット等を活用し貸付自粛制度等について広く周知する。
- Ⅲ-4-1-(2) 債務者家族等からの申告に係る利用者の要望及び問題点を分析し、改善に向けた取組みを行う。

Ⅲ-4-2 ギャンブル等依存症への取組みの強化

- Ⅲ-4-2-(1) ギャンブル等依存症の誘因となる公営競技及び遊戯施設等運営団体に対して、依存症予防のための貸付自粛制度の継続した周知など連携強化を図る。
- Ⅲ-4-2-(2) ギャンブル等依存症に係る行政機関（保健福祉センター・保健所等）、医療機関、家族の会等の関連団体との連携強化を図る。

Ⅲ-4-3 情報分析力の強化

貸付自粛申告者（登録・撤回）の属性・行動等の分析力を高め、分析結果を周知することにより貸付自粛制度の更なる認知度向上を図り、多重債務者発生防止に役立てる。

IV 指定・認定機関の適切な業務運営

IV-1 指定試験機関の確実な業務実施

IV-1-1 主任者試験の万全な実施に向けた準備

- IV-1-1-(1) 受験者及び関係者に対し、協会ホームページ等を通じた適時適切な情報提供（感染症対策を含む）を行う。
- IV-1-1-(2) 必要な知識の定着に資する試験問題の作成・検証に努める。
- IV-1-1-(3) 試験実施に関する危機管理対策の再点検及び各事務手順における点検事項を確実に実施する。
- IV-1-1-(4) 試験実施に係る委託先の業務管理及びコスト管理を徹底する。
- IV-1-1-(5) 身体に障がいをもつ受験者については、過去の対応実績を踏まえ、障がいの個別事情に応じた受験準備の支援及び試験運営を実施する。

IV-2 登録講習機関の確実な業務実施と主任者活動の支援

IV-2-1 講習対象者が受講しやすい講習内容の設定

- IV-2-1-(1) 法令改正に対応し講習内容の向上を図るため、3年度に1回の講習テキスト類の改訂を行うとともに、講習カリキュラムの見直しを行う。
- IV-2-1-(2) 現状、会場講習またはeラーニング講習のいずれかを選択する方式となっているが、利便性の周知等によりeラーニング講習の受講を推奨する取組みを行う。

IV-3 主任者登録事務の確実な業務実施

IV-3-1 金融庁からの委任事務の確実な業務実施

貸金業務取扱主任者制度の安定的な運用のため、正確かつ確実な主任者登録事務を遂行する。

IV-4 認定個人情報保護団体の適切運営

IV-4-1 対象事業者向け研修の実施

個人情報保護法の改正動向を、協会ホームページ、eラーニング、動画配信等で、正確かつ迅速にステークホルダー（協会員、関係団体等）に情報提供する。

IV-5 指定紛争解決機関の確実な業務実施

IV-5-1 適切な事案フォローと必要策の実施

IV-5-1-(1) 紛争解決委員候補との意見交換会を実施し、相談事例や苦情・紛争事案の内容等、情報や問題点の共有を図る。

IV-5-1-(2) 相談者の利便性の確保と業務の効率化のためオンラインを利用した相談機会を拡充する。

IV-5-1-(3) 適正な業務遂行のため人財の育成を進める。

V 協会の組織運営態勢の高度化

下記項目の6施策を展開することにより、協会の内部管理態勢の強化、運営体力の底上げ等を図り、更なる協会運営の合理化・効率化及び活性化を推進する。

V-1 コンプライアンスへの取組みの継続

V-2 リスク管理態勢の強化

V-3 内部監査態勢の強化

V-4 協会職員の人財育成

V-5 DX化・効率化の推進

V-6 中期的視野に立った財務コントロールの実践

以上